

第4章 おわりに

本研究では、処遇概況等調査及び知的障害受刑者調査の二つの特別調査を基に知的障害受刑者の実態及びその処遇状況を分析し、英国及びニュージーランドにおける実地調査等を基に知的障害を有する犯罪者に対する取組を紹介した。本章では、本研究における分析結果を考察するとともに、今後の研究の課題を見る。

1 分析と考察

(1) 知的障害受刑者の人員・比率

処遇概況等調査の結果、平成24年12月末日現在、調査対象施設には、知的障害受刑者が1,274人在在しており、調査対象施設における全受刑者数に占める比率は2.4% (2.3%–2.6%, 95%信頼区間による。)であり、知的障害の確定診断を受けている者(「知的障害を有する者」)に限ると、774人、1.5% (1.4%–1.6%, 95%信頼区間による。)であった。

この結果は、同比率が1.5%であったとする平成18年の法務省矯正局調査(法務省矯正局公表資料2007)より若干高い比率であるが、同調査においては医療刑務所が調査対象外であったことを考慮すると、大きな差はないものと考えられる。今回の調査結果における知的障害受刑者の人員及び比率について、実態を反映する妥当な数値という見方もあれば、「実態よりも少ない(低い)のではないか。」との意見もあるかもしれないが、この数値は、現時点においては比較的信頼できると考えられる基準に該当する者(刑事施設において、知的障害の確定診断を受けた者及びCAPAS能力検査結果等を基に知的障害の疑いのあるとされた者)を全て集計した数値であり、少なくともその条件に該当する者に関しては、実態を反映しているものである。

もともと、上記定義は、刑事施設における知的障害の診断に基づくところ、そのことがはらむ問題が二つある。第一の問題は、知的障害の定義の在り方である。例えば、英国においては、保健省(Ministry of Health)がその要件を明示しており(第3章第1節2項参照)、ニュージーランドにおいては、知的障害者法にその定義が規定されている(第3章第2節3項(1)ウ参照)。一方、我が国においては、法令等において「知的障害」が定義されておらず^(*)、各刑事施設における知的障害の診断基準は、通常、世界保健機関のICD-10

(*) 厚生労働省(2007)が実施した「平成17年度知的障害児(者)基礎調査」においては、「この調査における用語は次のように定義して用いている。」(下線部は執筆者付記)とした上で、知的障害であるかどうかの判断基準を、以下のようにしている(参考資料第2節参照)。

次の(a)及び(b)のいずれにも該当するものを知的障害とする。

(a) 「知的機能の障害」について

標準化された知能検査(ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど)によって測定された結果、知能指数がおおむね70までのもの。

(b) 「日常生活能力」について

又は米国精神医学会の DSM-IV-TR に依拠しており（巻末資料 1－3 参照）、必ずしも統一の基準に拠っていない。

第二に、診断体制の問題が挙げられる。椿（2008）は、平成 18 年に法務省矯正局が実施した実態調査について、「刑事施設に勤務する心理技官が知能検査結果や行動観察等をもとに、総合的に判断したが、少ない専門スタッフによる調査には限界があり個別に詳細に調査していくことが可能であれば、軽度知的障害も含めて、より多くの者が知的障害の範ちゅうに入るかもしれない。」と述べており、また、浜井（2011）は、「刑務所のように高度に構造化され、行動様式がルーティン化された環境では知的障がいの特徴は表れにくいこと（略）を自覚しなくてはならない。彼らが刑務所から自由な社会に出たときに、どのくらいハンディキャップがあるのかという点を十分に考慮しながら判断しなくてはならない。」と指摘している。

これらの問題点に留意する必要があるものの、本研究から導き出された知的障害受刑者の人員・比率の数値は、先に述べたように、知的障害受刑者の実態を明らかにするものとして意義のあるものと考えられる。

（2）知的障害受刑者の特徴

知的障害受刑者の特徴を、特に入所受刑者総数と対比して総合的に見ると、住居不定の者、結婚歴のない者、無職の者、義務教育段階までの者が多いなど、生活環境に関する様々な負因を抱えている者が多いことがうかがえ、また、再犯期間に関連する要因の分析においても、仕事があること、収入があること、住居があること、配偶者や親族等がいることといった、社会復帰にとって重要な条件を満たす者が再犯期間が長いなど、刑務所出所者等全般と共通する所見が得られた。

一方で、調査対象者は、特別支援学級等の知的障害に対応する教育・福祉のサービスを受けた経験を有する者は必ずしも多くなく、家庭で実施するのが困難であろう教育訓練等を経ずに、生活の自立を求められ、その結果、短期間に犯罪を繰り返し、多数回受刑に至ることを余儀なくされた者も少なくないのではないかと推察される。

（3）知的障害受刑者に対する処遇状況

処遇概況等調査の結果、全国の刑事施設では、居室の配置、刑務作業、職業訓練、日常生活の指導、改善指導、生活環境の調整等の各場面において、知的障害に配慮した処遇を行っていることが明らかになった。これは、上記(2)と関連するが、これまでの日常生活の

日常生活能力（自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準（別記 1）の a, b, c, d のいずれかに該当するもの。

（執筆者注：本資料には、「別記 1」の掲載が省略されている。）

中で、障害に対応した指導や訓練等の機会がないことが再犯リスクにつながっているという考えに基づき、再犯防止のために刑事施設で行い得る処遇を可能な限り実施しているものと思われる。

2 課題と展望

(1) 特別調整を中心とした生活環境の調整

知的障害受刑者で、特別調整の要件に該当する者の場合、本来であれば特別調整対象者として生活環境の調整を進めていくべきであろう。しかし、本人が希望しないため要件を欠く場合や、福祉施設になじみにくいなどの理由により、相当数の者が通常の調整に移行していることが分かった。この点に関しては、今後、更に調査を実施したり事例を集積したりするとともに、通常の調整に移行した者の出所後の成り行きを見るなどする必要があると考えられる。

(2) 知的障害の診断、CAPAS 能力検査値

本研究の結果から、CAPAS 能力検査は、純粋な知能検査ではないものの、その数値は、受刑者の知能をおおむね反映した結果であることがうかがえた。しかし、特に高齢の知的障害受刑者の場合、CAPAS 能力検査では、実際の能力よりも相当低く出る傾向もうかがえた。そこで、特に高齢で知的障害が疑われる受刑者の場合、CAPAS 能力検査を実施した上で、可能な限り個別知能検査も実施し、知的障害に該当するか、認知症に該当するかなどを精査することが有効であると考えられる。

(3) 知的障害受刑者に対する対応策

刑事施設において、知的障害受刑者に対する充実した再犯防止と社会復帰支援を行うに当たっては、現在の人的体制では脆弱と言わざるを得ない。例えば、知的障害のスクリーニングを行うに当たっても、自所職員だけでは不足しており、近隣の少年施設や社会福祉関係の他機関の応援を借りている状態であることが明らかになった。

限られた職員を、適切に配置するのは困難であろうが、知的障害受刑者の場合、再犯期間が短いことを考えると、知的障害受刑者に対する処遇を充実することにより、刑事施設再入率を低下させることにつながるものと思われる。処遇の充実を検討するに当たっては、本研究で取り上げた英国及びニュージーランドに限らず、さまざまな制度・施策に関する資料を収集することは、非常に有意義なことと考えられる。

3 今後の研究の課題

本研究では、知的障害を有する犯罪者のうち、刑事施設入所中の者に絞って、その実態及び処遇について広く調査を行った。知的障害を有する犯罪者に対する処遇は、刑事施設に限らず、検察庁、少年院、保護観察所、そして福祉分野（地域生活定着支援センター、福祉施設）においても行っており、刑事司法機関同士及び司法と福祉との連携の視点からとらえることも重要である。この残された課題については、当部において引き続いて実施する「高齢・障害犯罪者に関する総合的研究」で取り扱う予定である。

また、知的障害受刑者調査においては、罪名が窃盗の者が半数を超えており、その手口は万引き及び侵入盗が多かった。また、罪名が窃盗の者、中でも万引きの者、そして性犯罪（13歳未満対象）等の者の再犯期間が短いという結果となった。本研究では、罪名や手口・態様を切り口とした詳細な分析までは行っていないが、この課題については、前述の「高齢・障害犯罪者に関する総合的研究」のほか、「窃盗事犯に関する研究」や「性犯罪者の総合的研究」においても触れる予定である。

引用・参考文献

- 厚生労働省社会・援護局（2007） 「平成17年度知的障害児（者）基礎調査結果の概要」、平成19年1月24日付けプレス発表資料
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/titekai/index.html>
- 高橋三郎・大野 裕・染矢俊幸（訳）（2002） 「DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引」、医学書院（American Psychiatric Association. (2000). Quick Reference to the Diagnostic Criteria from DSM-IV-TR.）
- 椿 百合子（2008） 「知的障害のある受刑者等の社会復帰支援について」、『刑政』119巻8号，28-36
- 融 道男・中根允文・小宮山 実（監訳）（1993） 「ICD-10 精神および行動の障害－臨床記述と診断ガイドライン－」、医学書院（World Health Organization. (1992). The ICD-10 Classification of Mental and Behavioural Disorders: Clinical descriptions and diagnostic guidelines.）
- 浜井浩一（2011） 「少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰（刑事政策）の在り方－犯罪学からの提言－」、『犯罪心理学研究』36号，76-106
- 法務省法務総合研究所（編）（2012） 「平成24年版 犯罪白書」